

第70回 税理士試験 所得税法

●はじめに

今回の本試験は、理論問題に比べ、計算問題の問題量が多く、全体としても比較的ボリュームの多い問題であった。理論問題についても計算問題についても難易度が高く、120分という限られた時間の中では高得点を取るのが難しい問題であったため、時間内に取れるところを見つけ出し、得点に結びつけていけたかがポイントになると思われる。

Z-70-C [第一問] 解答

問1 給与所得控除(所法28)及び給与所得者の特定支出の控除の特例(所法57の2)について、制度の概要を簡潔に説明しなさい。

1 給与所得控除(法28③)

(1) 趣旨 2

給与収入を得るためにも必要経費はあるが、その実額を把握することは困難である等の理由から、概算経費としての給与所得控除額を控除する。

(2) 内容 8

給与所得控除額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額とする。

- ① その年中の給与等の収入金額(以下「収入金額」という。)が180万円以下である場合
収入金額×40%－10万円(55万円に満たない場合には、55万円)
- ② 収入金額が180万円を超え360万円以下である場合
62万円＋(収入金額－180万円)×30%
- ③ 収入金額が360万円を超え660万円以下である場合
116万円＋(収入金額－360万円)×20%
- ④ 収入金額が660万円を超え850万円以下である場合
176万円＋(収入金額－660万円)×10%
- ⑤ 収入金額が850万円を超える場合
195万円

2 給与所得者の特定支出の控除の特例

(1) 趣旨 2

給与所得者が確定申告により自らの所得税の課税標準等及び税額等を確定させることができる途を拓くことは、公平感の維持から重要であることから設けられている。

(2) 内容(法57の2①) 5

居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1相当額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、給与所得控除後の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

(3) 特定支出の範囲 (法57の2②) **6**

特定支出とは、次に掲げる支出（給与等の支払者により補てんされ、かつ、非課税とされる部分等を除く。）で、給与等の支払者により証明がされたものをいう。

① 通勤費

通勤のための交通機関の利用等の支出で、最も経済的かつ合理的であるもののうち、通常必要であると認められる部分

② 職務上の旅費

勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行により、通常必要であると認められる部分

③ 転居費

転任に伴う転居のために、通常必要であると認められる支出

④ 研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（⑤の資格取得費を除く。）のための支出

⑤ 資格取得費

資格を取得するための支出で、職務の遂行に直接必要なもの

⑥ 帰宅旅費

転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とする者が、勤務場所等と配偶者等が居住する場所との間の旅行に通常要する支出

⑦ 勤務必要経費

書籍等・衣服の購入費用又は交際費等の支出で、職務の遂行に直接必要なもの（65万円限度）

(4) 申告要件 (法57の2③) **2**

この規定は、確定申告書等に一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

問2 税理士であるあなたは、令和2年1月某日、居住者甲から以下の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- ・ 私は、令和元年から趣味で中央競馬の馬券（G I レースの26レース分）を購入し、払戻金の支払を受けている。
- ・ 令和元年の実績は、次のとおりである。
払戻金の総額 : 1億円
当たり馬券の購入費用 : 1,000万円
外れ馬券の購入費用 : 1億円
- ・ 私の競馬の払戻金の課税関係を教えてほしい。

甲の相談内容を踏まえ、甲の競馬の払戻金に係る所得について、所得区分及び必要経費の範囲を法令、通達及び裁判例に触れながら、簡潔に説明しなさい。

1 概要（最高裁平成29年12月15日判決、基通34-1）4

競馬の馬券の払戻金の所得区分については、原則として一時所得に該当するが、営利を目的とする継続的行為から生じたものについては雑所得に該当することとされている。

営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるかどうかは、その行為の期間、回数、頻度等の態様、利益の規模等の他、購入馬券の選定方法等の事情をも総合考慮して判断すべきこととされており、次のように取扱われる。

- (1) 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき、又は予想の確度の高低と予想的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の馬券を購入し続けることにより、年間を通じての収支で多額の利益を上げ、これらの事実により、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体として100%を超えるように馬券を購入し続けてきたことが客観的に明らかな場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。
- (2) 上記(1)以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当する。

また、競馬の馬券の払戻金の所得区分に応じ、下記2及び3に述べるとおり必要経費等の範囲が異なる。

2 一時所得に該当する場合

(1) 一時所得（法34）4

- ① 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。
- ② 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額とする。
- ③ 一時所得の金額は、その2分の1相当額が他の所得と総合され総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

(2) 内容 4

一時所得の支出した金額は、その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られる。

したがって、本問の場合の支出した金額は、当たり馬券の購入費用1,000万円に限られ、一時所得の金額は次のように計算される。

- ① 総収入金額 1億円
- ② 支出した金額 1,000万円
- ③ 特別控除額 50万円
- ④ ①-②-③=8,950万円

3 雑所得に該当する場合

(1) 雑所得 (法35) 4

- ① 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。
- ② 雑所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - イ その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 - ロ その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額
- ③ 雑所得の金額は、他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

(2) 内容 4

雑所得の必要経費は、原則として、その総収入金額に係る売上原価その他その総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他雑所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とされている。

したがって、雑所得に該当する場合には、当たり馬券の購入費用1,000万円のみならず外れ馬券の購入費用1億円を含むすべての馬券の購入費用である1億1,000万円が、当たり馬券の払戻金に対応する必要経費であるといえ、雑所得の金額は次のように計算される。

- ① 総収入金額 1億円
- ② 必要経費 1,000万円 + 1億円 = 1億1,000万円
- ③ ① - ② = △1,000万円

4 結論 5

競馬の馬券の払戻金の所得区分及び必要経費等の範囲は上記のとおりであるが、甲による中央競馬の馬券購入はG Iレースの26レース分のみであり、かつ、令和元年の実績は損失であることを、行為の期間、回数、頻度、利益の規模その他の態様に照らせば、営利を目的とする継続的行為から生ずる所得に該当するものとは認められないため、本問の場合の所得区分は一時所得に該当するものと考えられる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていないため、解答のボリューム等を考慮して、問1を25点、問2を25点の配点としています。

▶解答への道◀

問1

給与所得控除及び給与所得者の特定支出控除の特例の取扱いが問われた。

給与所得控除については、計算の知識又は計算問題の参照資料を用いて解答することが可能であった。

また、特定支出控除については、理論マスター又は計算の知識を用いて解答することが必要になる。

なお、令和2年から給与所得控除額が減少する代替措置として、所得金額調整控除が導入されているため、所得金額調整控除の取扱いを述べても良いであろう。

問2

競馬の馬券の払戻金に係る所得の所得区分及び必要経費の範囲について問われた。

各種所得の金額や必要経費の通則などの個別理論から該当する部分を抜き出し、また、計算の知識を用いて解答する必要があった。

なお、通達及び裁判例については、特例的な取り扱いができたその背景等を踏まえて解答をしていく必要があったため、解答できなくても仕方がないであろう。

Z-70-C [第二問] 解答

問1

1 各種所得の金額

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
事業所得 <div style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black; width: 100px; margin-left: auto;">17,862,883</div>	1 総収入金額 (1) 売上高 $50,730,000 - 280,000 \times (1 - 3\%) + (250,000 - 160,000) + 300,000$ $= 50,848,400$ 1 (2) 雑収入 $15,462,918 - 1,500,000 - 448,950 - 7,968 = 13,506,000$ 1 (3) その他 貸倒引当金戻入額 24,200 1 (4) 総収入金額合計 64,378,600 2 必要経費 (1) 売上原価 ① 食 材 $13,000,000 + 100,000 = 13,100,000$ 1 ② ワイン $5,120,000 - 780,000 = 4,340,000$ ※ $5,200 \times 150 \text{本} = 780,000$ 1 ③ 売上原価合計 17,440,000 (2) 経費 ① ポイント費用 0 (引当金計上できない) 1 ② 給与賃金 $4,560,000 + 3,840,000 + 3,120,000 + 1,920,000 = 13,440,000$ 1 ③ 減価償却費 イ 店舗設備造作 $3,000,000 \times 0.9 \times 0.050 \times \frac{2}{12} = 22,500$ 1 ロ 業務用冷蔵庫 $800,000 \times 0.167 = 133,600$ 1 ハ 新店舗内部造作 $(5,200,000 - 200,000) \times 0.050 \times \frac{8}{12} = 166,667$ 1 ニ パソコン $280,000 < 300,000 \therefore 280,000$ 1 ホ 顧客管理システム $840,000 \times 0.200 \times \frac{8}{12} = 112,000$ 1 減価償却費合計 714,767

	<p>④ その他諸経費</p> <p>イ 計上額 8,350,000</p> <p>ロ 貸倒損失 160,000 [1]</p> <p>ハ 手数料 $300,000 \times 3\% = 9,000$ [1]</p> <p>ニ 雑損失 $118,000 - 100,000 = 18,000$ [1]</p> <p>ホ 資産損失 店舗設備造作 $435,000 - 22,500 = 412,500$ [1]</p> <p>ヘ 賃借仲介手数料 300,000 [1]</p> <p>ト 旧店舗冷蔵庫移設費用 200,000 [1]</p> <p>(その他諸経費合計) 9,449,500</p> <p>⑤ 経費合計 23,604,267</p> <p>(3) 貸倒引当金繰入額 $\{ (250,000 - 160,000) + 300,000 \} \times 5.5\% = 21,450$ [1]</p> <p>(4) 専従者給与 4,800,000 [1]</p> <p>(5) 必要経費の合計 45,865,717</p> <p>3 青色申告特別控除 $1 - 2 \geq 650,000 \therefore 650,000$ [1]</p> <p>4 事業所得金額 $1 - 2 - 3 = 17,862,883$</p>
<p>利子所得</p> <p>[1] _____ 0</p>	<p>預金利息 $7,968 \div 0.79685 = 9,999$ 所得税及び復興特別所得税 $9,999 \times 15.315\% = 1,531$ 住民税 $9,999 \times 5\% = 499$ $7,968 + 1,531 + 499 = 9,998$ (源分)</p>
<p>雑所得</p> <p>[1] _____ 500,000</p>	<p>印税収入 $448,950 \div 0.8979 = 500,000$</p>

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
譲渡所得 短期 <u>0</u> 長期 <u>1,000,000</u>	1 総収入金額 短期 長期 借家権 1,500,000 2 取得費 短期 0 長期 借家権 0 3 譲渡費用 短期 0 長期 0 4 譲渡益 短期 0 長期 1,500,000 5 譲渡所得金額 短期 0 (短期に該当するものがないため) 長期 1,500,000 - 500,000 = 1,000,000 1
一時所得 1 <u>0</u>	一時所得に該当するものがないため

2 課税標準額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>18,862,883</u>	$17,862,883 + 500,000 + 1,000,000 \times \frac{1}{2} = 18,862,883$

3 所得控除額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
雑損控除 <u>413,712</u>	※1 (1) $13,000,000 - 6,000,000 - 5,000,000 + 300,000 = 2,300,000$ ※1 ① $20,000,000 - 7,000,000 = 13,000,000$ ② 12,000,000 ③ ① > ② ∴ 13,000,000 ※2 振り込め詐欺の被害は対象外 (2) ① $18,862,883 \times 10\% = 1,886,288$ ② $2,300,000 - (300,000 - 50,000) = 2,050,000$ 1 ③ ① < ② ∴ 1,886,288 (3) (1) - (2) = 413,712
医療費控除 1 <u>103,200</u>	(1) $50,000 + 3,200 + 150,000 = 203,200$ (2) $18,862,883 \times 5\% > 100,000$ ∴ 100,000 (3) (1) - (2) = 103,200
社会保険料控除 1 <u>1,233,660</u>	$840,000 + 196,830 + 196,830 = 1,233,660$

生命保険料控除 $\boxed{1}$ 120,000	1 一般生命保険料 $37,500 + (96,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 49,000$ 2 個人年金保険料 $25,000 + (48,000 - 25,000) \times \frac{1}{2} = 36,500$ 3 介護医療保険料 $30,000 + (72,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 38,000$ 4 控除額合計 $123,500 > 120,000 \therefore 120,000$
地震保険料控除 $\boxed{1}$ 50,000	$60,000 > 50,000 \therefore 50,000$
配偶者控除 _____ 0	青色事業専従者に該当するため適用なし } $\boxed{1}$
配偶者特別控除 _____ 0	
扶養控除 _____ 1,590,000	(1) 長男 $600,000 - 550,000 = 50,000 \leq 480,000 \therefore$ 特定 (630,000) $\boxed{1}$ (2) 父 $560,000 - 1,100,000 < 0 \leq 480,000 \therefore$ 老人 (480,000) (3) 母 $840,000 - 1,100,000 < 0 \leq 480,000 \therefore$ 老人 (480,000) } $\boxed{1}$ (4) 合計 1,590,000
基礎控除 _____ 480,000	(算定根拠) (判定 $\boxed{1}$) $18,862,883 \leq 24,000,000 \therefore 480,000$
所得控除額合計 _____ 3,990,572	

4 課税所得金額 (単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 _____ 14,872,000	$18,862,883 - 3,990,572 = 14,872,000$ (千円未満切捨)

5 税額控除額及び税額

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
課税総所得金額に対する 税額 <u>3,371,760</u>	(1) 平均課税の適用判定 $500,000 < 18,862,883 \times 20\%$ ∴ 適用なし (2) 税額計算 $14,872,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,371,760$
中小事業者が機械等を取 得した場合の特別控除額 <u>58,800</u>	(1) $840,000 \times 7\% = 58,800$ [1] (2) $3,371,760 \times \frac{17,862,883}{18,862,883} \times 20\% = 638,601$ (3) (1) ≤ (2) ∴ 58,800
給与等の引上げ及び設備投 資を行った場合等の税額控 除額 <u>570,000</u>	1 適用の有無の判定 (1) ① イ 継続雇用者給与等支給額 $3,840,000 + 3,120,000 = 6,960,000$ ロ 継続雇用者比較給与等支給額 $3,600,000 + 3,000,000 = 6,600,000$ ハ $\frac{イ - ロ}{ロ} = 5.4\% \geq 1.5\%$ ② イ 雇用者給与等支給額 $3,840,000 + 3,120,000 + 1,920,000 = 8,880,000$ ロ 比較雇用者給与等支給額 $3,600,000 + 3,000,000 = 6,600,000$ ハ イ > ロ ③ ①及び②より 適用あり (2) ① (1)①ハ ≥ 2.5% ② 15% ≥ 10% ③ ①及び②より 控除率25% 2 税額控除額の計算 (1) (1(1)②イ - 1(1)②ロ) × 25% = 570,000 [1] (2) $3,371,760 \times \frac{17,871,883}{18,871,883} \times 20\% = 638,601$ (3) (1) ≤ (2) ∴ 570,000
差引所得税額 <u>2,742,960</u>	
復興特別所得税額 <u>57,602</u>	$2,742,960 \times 2.1\% = 57,602$
所得税等の源泉徴収税額 [1] <u>51,050</u>	$500,000 \times 10.21\% = 51,050$
所得税等の申告納税額 <u>2,749,500</u>	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額 [1] <u>525,800</u>	$262,900 + 262,900 = 525,800$
納付すべき税額又は 還付される税額 <u>2,223,700</u>	

問2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 $\frac{\Delta 400,000}{\quad}$	1 総収入金額 1,800,000 2 必要経費 (1) 諸経費 1,900,000 (2) 支払利息 300,000 (3) 必要経費合計 2,200,000 3 青色申告特別控除 $1 - 2 < 0 \therefore 0$ 4 不動産所得金額 $1 - 2 - 3 = \Delta 400,000$ 5 損益通算可能額 $400,000 - 300,000 \times \frac{25,000,000 - 20,000,000}{25,000,000} = 340,000$ 1
配当所得 $\frac{8,800,000}{\quad}$	1 I社株式(非上場株式)のみなし配当 $14,000,000 - \frac{30,000,000}{1,000 \text{株}} \times 200 \text{株} = 8,000,000$ 1 2 特定口座の上場会社の配当 ① K証券 300,000 1 ② L証券 500,000 1 3 総合課税の配当所得合計 8,800,000
給与所得 $\frac{\text{1} 5,200,000}{\quad}$	※ $7,000,000 - 1,800,000 = 5,200,000$ ※ $7,000,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,800,000$
雑所得 $\frac{\text{1} 80,000}{\quad}$	労働組合 80,000
土地等又は建物等の譲渡所得(短期) $\frac{0}{\quad}$	短期に該当するものがないため
土地等又は建物等の譲渡所得(長期) $\frac{4,050,000}{\quad}$	(1) B土地 ※ $12,000,000 - 9,600,000 = 2,400,000$ 1 ※ $5,000,000 \times 80\% + (20,000,000 - 18,000,000 \times 80\%) = 9,600,000$ (2) Fマンション801号室 $50,000,000 - (47,000,000 + 1,350,000) = 1,650,000$ 1 (3) 合計 4,050,000
一般株式等の譲渡所得 $\frac{\Delta 2,000,000}{\quad}$	I社株式の譲渡 1 譲渡による収入金額 $14,000,000 - 8,000,000 = 6,000,000$ 2 譲渡資産の取得費 8,000,000 3 譲渡資産の譲渡費用 0 4 譲渡所得の金額 $\Delta 2,000,000$ 1

上場株式等の譲渡所得等 <div style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 20px;">700,000</div>	1 譲渡による収入金額 ① K証券 6,000,000 ② L証券 3,000,000 ③ 合計 9,000,000 2 譲渡資産の取得費及び譲渡費用 ① K証券 4,000,000 ② L証券 3,300,000 ③ 合計 7,300,000 3 繰越損失の控除 $9,000,000 - 7,300,000 = 1,700,000$ 1 ① 平成29年分 $1,700,000 - 300,000 = 1,400,000$ ② 平成30年分 $1,400,000 - 200,000 = 1,200,000$ ③ 令和元年分 $1,200,000 - 500,000 = 700,000$ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">} 控除順序 1</div> 4 譲渡所得の金額 700,000
--	---

2 課税標準額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 <div style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 20px;">13,740,000</div>	総所得金額 $8,800,000 + 5,200,000 + 80,000 - 340,000 = 13,740,000$
分離課税による所得金額 右の計算の過程に記載すること	1 損益通算後の所得金額を区分ごとに計算過程を示して記入しなさい。 (1) 分離長期譲渡所得の金額 4,050,000 (2) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 0 (損益通算できない) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 700,000 2 翌年以降に繰り越すことができる損失の金額を記入しなさい。 0 1 平成28年分及び27年分の譲渡損失は繰越できない

▶解答への道◀

問1について

【資料Ⅱ】

1 売上の処理

- (1) 期中は入金額をもって売上計上しているため、権利確定主義に修正する。
- (2) 令和元年末の掛売上は、D社に係るものであり、全額回収不能であるため、貸倒損失として必要経費に算入する。
- (3) 本年末の掛売上等のうち390,000円(550,000円-H30の売上160,000円)は、本年の売上であるが、入金がないため、本年の売上高に計上されていない。
したがって、これを本年の売上高に計上する。

2 ポイントの処理

ポイント利用時に必要経費に算入すべき性質のものと考えられるため、未使用分については、必要経費に算入しない。

3 年末棚卸高

棚卸資産の評価方法の届出をしていないため、最終仕入原価法により評価する。

なお、仕入時の配送費用は、原則として棚卸資産の取得価額に算入するが、その費用の額が棚卸資産の購入対価のおおむね3%以内であるときは、取得価額に算入しないことができる。

4 賃金給料

- (1) 妻は青色事業専従者として、その給与は必要経費に算入する。
- (2) 雇用者給与等支給額が増加した場合等の要件を満たす場合には一定の金額が税額控除できる。
計算式は次のとおりである。なお、Fは甲の親族であるため、計算の基礎には含まれない。

<p>① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 25% (注)</p> <p>② (課税総所得金額の税額 - 配当控除額) × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額(注)}}$ × 20%</p> <p>(注) 黒字のみで計算し、総合長期譲渡所得及び一時所得は2分の1後</p> <p>③ ①と②のいずれか少ない金額</p>
--

(注) 控除率は15%に代えて特例の25%となる。

5 雑損失

台風による食材の被害は、棚卸資産の損害であるため、食材仕入高に戻したうえで、売上原価の計算を通じて必要経費に算入する。

6 雑収入

(1) 立退料

- ① 借家権の消滅の対価に係る部分は、譲渡所得で総合課税となる。
なお、償却済みであるため、取得費はゼロ(5%基準はなし)となる。
- ② 休業に伴う収入金額の補填、休業期間中の必要経費の補填及び新店舗の敷金等を補填する金額については、事業所得となる。
(注) 850万円のうち一部の金額は、一時所得とする別解が考えられる。

(2) 印税収入

雑所得となる。

なお、1回の支払額が100万円までは10.21%の源泉徴収が行われるため、0.8979で割り戻して税込金額に持ち戻す。

(3) 利息収入

従業員への貸付金利息は事業所得で総合課税となり、預金利息は利子所得で源泉分離課税となる。

7 その他

- (1) 予定納税額は、必要経費に算入できない。
- (2) 本年末の債権に対して貸倒引当金を繰り入れる。

【資料Ⅲ】

1 減価償却費について

- (1) 店舗設備造作は、旧定額法で2か月分を償却する。
 なお、立ち退きに伴い取り壊しているため、その時点の未償却残額を資産損失額として計上する。
- (2) 業務用冷蔵庫は新店舗へ移設を行っているが、休業期間中も含めて償却している。

2 開店に際して支出したもの

- (1) 新店舗賃借に関する敷金は、3年超の解約であれば敷金の全額が返金されるため、資産計上は行わない。
 また、店舗賃借のための仲介手数料は、全額必要経費に算入できる。
- (2) 設備造作のうち、冷蔵庫の移設費用は、必要経費に算入し、残額が資産計上となる。
- (3) パソコンは、その金額が30万円未満であるため、全額を必要経費に算入する。
- (4) 顧客管理システムは、租税特別措置法第10条の3に定める特定機械装置等に該当するため、特別償却又は税額控除の適用が受けられる。(指示により次の税額控除を適用する。)

① 取得価額×7%
② $(課税総所得金額の税額 - 配当控除額) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額(注)}} \times 20\%$
(注) 黒字のみで計算し、総合長期譲渡所得及び一時所得は2分の1後
③ ①と②のいずれか少ない金額

【資料Ⅳ】

1 雑損控除

自宅建物は、減価する資産であるため、時価と原価のいずれか有利な方を基礎に計算できる。
 なお、障害物を撤去するための支出(災害関連支出)が5万円を超えるため、足切限度額の特例がある。
 また、振り込め詐欺は雑損控除の対象にならない。

2 医療費控除

通院のための自家用車のガソリン代は医療費控除の対象とならない。

3 生命保険料控除

一般分、介護医療分、個人年金分のそれぞれについて、次の計算式により計算し、その金額を合計する。
 なお、3つの区分の合計額が12万円を超える場合には12万円が限度となる。

(1) 旧生命保険料

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (\text{支払保険料} - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超 100,000円以下	$37,500円 + (\text{支払保険料} - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円

(2) 新生命保険料

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (\text{支払保険料} - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (\text{支払保険料} - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

4 人的控除

- (1) 甲の妻は、青色事業専従者であるため、配偶者控除等の対象にならない。
- (2) 甲の父及び母は、老人ホームに入居しており、甲又はその配偶者と同居していないため、同居老親等には該当せず、控除額はそれぞれ48万円となる。

問2について

1 Aマンションに係る支払利息

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、土地等を取得するための負債の利子の額があるときは、その損失の金額のうち、その負債の利子の額相当額は損益通算できない。

なお、土地等を建物とともに取得した場合において、これらの資産の取得に係る負債の額を区分することが困難であるときは、次の算式により計算した金額を土地等の取得に係る負債の利子の額とすることができる。

$$\text{負債の利子} \times \frac{\text{当初の負債の額} - \text{建物の取得対価}}{\text{当初の負債の額}} = \text{土地等取得に係る負債の利子}$$

2 B土地の譲渡

法人への贈与であるため、時価課税される。

なお、平成27年に相続により取得したものであるが、相続後3年10ヶ月を超えての譲渡であるため、相続税額の取得費加算の適用はない。

また、取得費は、昭和62年に特定事業用資産の買換えの特例の適用を受けているため、引継ぎ取得価額を基礎とする。

(譲渡資産の収入金額【A】、買換資産の取得価額【B】の場合の引継ぎ取得価額)

区 分	【A】 ≤ 【B】	【A】 > 【B】
取得価額	$\left[\text{取得費} + \text{譲渡費用} \right] \times 80\% + \left[\text{【B】} - \text{【A】} \times 80\% \right]$	$\left[\text{取得費} + \text{譲渡費用} \right] \times \frac{\text{【B】} \times 80\%}{\text{【A】}} + \text{【B】} \times 20\%$

3 Fマンションの譲渡・Gマンションの取得

各種所得の金額及び課税標準を計算する問題であるため、本問では影響はないが、3,000万円特別控除と住宅借入金等特別控除との選択適用となる。

なお、住宅借入金等特別控除を適用する指示があるため、3,000万円特別控除の適用はない。

4 I社株式

発行法人への譲渡であるため、みなし配当と株式等の譲渡所得等の計算を行う。

なお、相続後3年10ヶ月を超えての譲渡であるため、相続税額の取得費加算の適用はない。

① みなし配当

$$\text{譲渡対価の額} - \frac{\text{資本金等の額}}{\text{発行済株式総数}} \times \text{譲渡した株式数}$$

② 株式等に係る譲渡所得等

$$(\text{交付金銭等の額} - \text{みなし配当額}) - \text{譲渡した株式に係る取得費}$$

5 上場株式の譲渡・配当

L源泉徴収選択口座に係る譲渡損は、譲渡損をK源泉徴収選択口座の譲渡益と通算するため、申告する。

なお、譲渡損を申告する場合には配当についても申告をしなければならず、課税方法は、指示により、総合課税となる。

<TAC>税20 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

6 組合業務の手当

組合事務専従者以外の組合員が組合大会に出席するなどのため受ける金銭等は、原則として雑所得の総収入金額に算入する。

●おわりに

合格ラインは、第一問が23点前後、第二問が29点前後、合計52点前後と考えられる。
合格確実ラインは、第一問が30点前後、第二問が37点前後、合計67点前後と考えられる。